

「平成 30 年 7 月豪雨災害」に係る災害復旧工事等における主任技術者の専任要件緩和措置について

主任技術者の専任での配置が必要となる工事において、受注者から主任技術者の兼任の申出があったとき、兼任を希望する全ての工事が以下の要件に該当する工事である場合は、主任技術者の専任要件を緩和し、兼任を認めます。

なお、兼任する工事のいずれかが「平成 30 年 7 月豪雨災害」に係る災害復旧工事又は災害関連工事（以下「災害復旧工事等」という。）である場合においては、工事現場間距離及び件数を緩和し兼任を認めます。

ただし、いずれにおいても、他の工事の発注者も主任技術者の兼任を認める必要があります。

【要件】

